

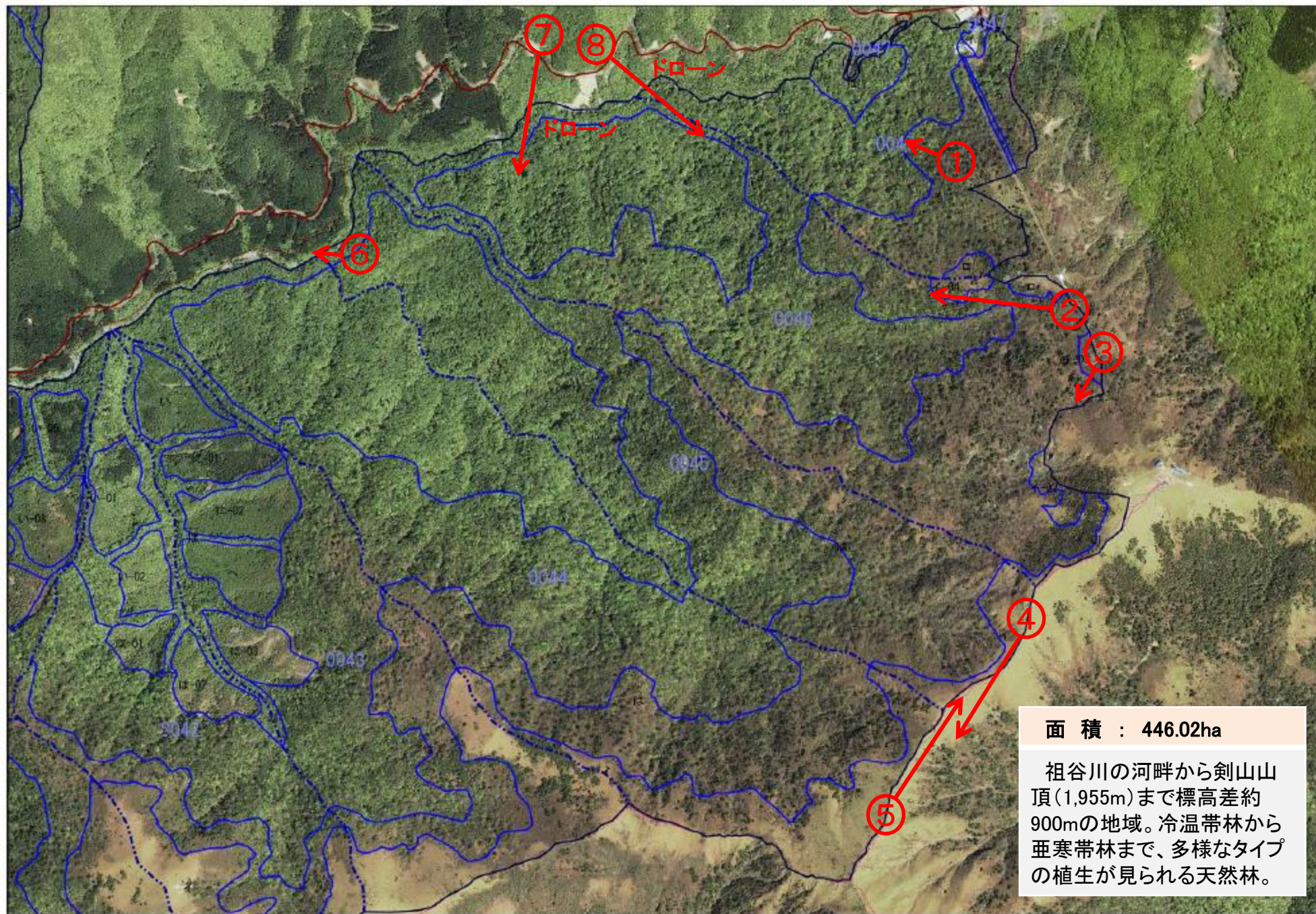
剣山生物群集保護林の地帯区分(案)

管内保護林の再編案（一覧）

森林管理署	現 行				見直し(案)		森林管理署
	現在の保護林名	面積(ha)			見直し後の保護林名等	面積(ha)	
愛媛・嶺北	石鎚山系森林生態系保護地域	4,245	→		石鎚山系森林生態系保護地域	4,245	愛媛・嶺北
徳 島	剣山植物群落保護林	446	→		剣山生物群集保護林	446	徳 島
	津志嶽シャクナゲ郷土の森	19	→		協定の森へ変更	19	
	鎗戸植物群落保護林	25	}	統合	鎗戸シコクシラベ(遺伝資源)希少個体群保護林	30	
	鎗戸シコクシラベ林木遺伝資源保存林	4					
愛 媛	小田深山ブナ林木遺伝資源保存林	7	}	統合	小田深山ブナ(遺伝資源)希少個体群保護林	8	愛 媛
	小屋山ブナ林木遺伝資源保存林	2					
	滑床山ウラジロガシ等林木遺伝資源保存林	37	→		滑床山ウラジロガシ等(遺伝資源)希少個体群保護林	37	
四万十	小筋畝山コウヤマキ林木遺伝資源保存林	18	→		小筋畝山コウヤマキ(遺伝資源)希少個体群保護林	18	四万十
	梶ヶ谷山モミ林木遺伝資源保存林	9	→		梶ヶ谷山モミ(遺伝資源)希少個体群保護林	9	
	古屋山アカマツ林木遺伝資源保存林	9	→		古屋山大道マツ(遺伝資源)希少個体群保護林	9	
	佐田山シイ林木遺伝資源保存林	11	→		佐田山ヤッコソウ(シイ遺伝資源)希少個体群保護林	11	
	弦場山ウバメガシ林木遺伝資源保存林	1	→	拡大	弦場山ウバメガシ(遺伝資源)希少個体群保護林	約4	
	鷹取山植物群落保護林	88	}	統合	鷹取山生物群集保護林	95	
	ゆすはら郷土の森	7					
	西土佐郷土の森	4	→		協定の森へ変更	4	
	四万十源流郷土の森	5	→		レクリエーションの森へ編入	5	
嶺 北	白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林	209	→		白髪山天然ヒノキ(遺伝資源)希少個体群保護林	209	嶺 北
	土佐のてっぺん郷土の森	14	→		廃止し、緑の回廊へ編入	14	
	高知県・本山町 竜王山郷土の森	75	→		協定の森に変更し、かつ、緑の回廊へ編入	75	
高知中部	西熊山植物群落保護林	479	→		西熊山生物群集保護林	479	高知中部
	石立山植物群落保護林	122	→		石立山生物群集保護林	122	
安 芸	千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林	179	→		千本山天然ヤナセスギ(遺伝資源)希少個体群保護林	179	安 芸
	千本山植物群落保護林	24	→		千本山人工ヤナセスギ希少個体群保護林	24	
	雁巻山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林	21	→		雁巻山ヤナセスギ(遺伝資源)希少個体群保護林	21	
	西ノ川山トガサワラ林木遺伝資源保存林	8	→		西ノ川山トガサワラ(遺伝資源)希少個体群保護林	8	
	魚梁瀬トガサワラ林木遺伝資源保存林	16	→		魚梁瀬トガサワラ(遺伝資源)希少個体群保護林	16	
	安田川山トガサワラ林木遺伝資源保存林	4	→		安田川山トガサワラ(遺伝資源)希少個体群保護林	4	
	横荒山モミ・ツガ林木遺伝資源保存林	81	→		横荒山モミ・ツガ(遺伝資源)希少個体群保護林	81	
	佐喜浜躍動天然杉郷土の森	18	→		協定の森へ変更	18	

※ 平成28年度第3回保護林管理委員会(平成29年2月23日)において、剣山生物群集保護林の地帯区分を除く管内保護林の再編案については審議済み。

※ 今般の保護林の見直しについては、今年度の地域管理経営計画等の策定・変更に反映予定。



1



2



3



4



5



6



7

(ドローンより)



8

(ドローンより)



生物群集保護林における地帯区分設定の考え方

(H28年度第3回保護林管理委員会資料より)

- 保全利用地区(バッファゾーン)は、原則として、既存の保護林区域内に設定する。
- 人工林に接する部分については、人工林施業の影響が保存地区(コアゾーン)に直接及ばないようにする観点から、当該部分に保全利用地区を設定する。(保護林区域に外接する既設保護樹帯の有無も考慮する。)
- 天然林に接する部分については、保全利用地区は設定しない。
- 保全利用地区は、原則として、樹高の概ね2倍程度以上の幅を持たせる(50m以上など)。
- 保全利用地区は、原則として、植生の変化する線、または、尾根線・谷線・幅のある稜線の肩の部分等の地勢線を利用して設定する。そのあたりに既設の小班界がある場合は、その小班界を利用して設定する。
- 保護林区域内の外縁部に既設の登山道等がある場合は、それらの施設敷が保全利用地区に含まれるようにする。
- 面積が300ha以下であるなど比較的小規模の生物群集保護林については、保護林区域内に特にコアゾーンとして守るべき区域がある場合を除き、人工林に接する部分にバッファゾーンは設けない。

剣山生物群集保護林 (徳島森林管理署管内)

面積：446.02ha

谷線に民有林が接しているため、既存の小班界を利用してバッファゾーンを設ける。

人工林と接するため、既存の小班界を利用してバッファゾーンを設ける。

天然林に接するため、バッファゾーンを設けない。

既存の小班界を利用して、稜線部の草地をバッファゾーンとする。

既存の小班界を利用して、登山道を包含する形で、稜線部の草地をバッファゾーンとする。

登山道や取水施設を包含する形で、既存の小班界を利用して、バッファゾーンを設ける。

稜線部の登山道は、大部分が稜線をはさんで保護林の反対側に位置していることから、既存の小班界を利用して、稜線部の草地をバッファゾーンとする。

判 例	
	保護林界
	地帯区分界(既存小班界)
	地帯区分界(既存小班を分割)
	登山道
	取水施設

1 : 20,000

